



## 【子どもの心を育てる、その3、体験の重要性】

31号と32号で、豊かな心を育てることの大切さと、そのためには「遊び」と「体験」が重要であることを述べてきました。今回は、別の角度から「体験」ということを考えていきましょう。

### <名言1>

「やってみせ、言うて聞かせて、やらせてみて、褒めてやらねば人は動かじ」

旧帝国海軍連合艦隊司令長官山本五十六が、最高責任者として自分の周囲にいる者をうまく使って全体を統率するためのコツとして述べた言葉です。院長の好きな言葉のひとつです。これは子育てにも当てはまります。

「やってみせる」というのは、子どもにお手本をみせることです。子どもは親のしていることを真似するのは得意です。「言うて聞かせる」は、教える、解説する、注意する、といった意味が含まれます。「やらせてみる」には任せる、体験させる、見守るということです。「褒めてやる」は評価し、賞賛することです。適切な賞賛（何をやっても褒めすぎるのは逆効果です）は子どものやる気を起こさせます。これらは一連のものであって、ただ言うて聞かせるだけではダメですし、やらせるだけでもダメなのです。この4つの要素がすべて揃ってこそ、意義あるものになります。

後片づけしなさい、と子どもに言っても全然してくれないんです、とおっしゃるお母さんは少なくありません。何故しないのでしょうか。まず、遊ぶのは大好きだけれど、後片づけなんて面白くないしつまらない、というのが第一です。後片づけの意味が分からないと、やる気は出ません。そして、やったことのないことを言いつけられても、子どもは何をどのようにすればよいのか分かりません。後片づけをしたところで、やって当たり前みたいな顔をされたら、次もやろうという気になれません。そして、ひょっとしたらいつもお母さんが片づけているのではないのでしょうか。遊びっ放しでも、きちんと片付いていたらその子にとって片づける意味はなく必要性がありません。実際の場面で、子どもが遊んだ後に散らかし放題にしていたら、最初に何と言いますか？ 多くの方は「も～、こんなに散らかして！ダメじゃない、片づけなさい！」と言うのではないのでしょうか。つまりいきなり叱っているのです。「わあ、よく遊んだねえ。すごいねえ。楽しかった？」とまずは、子どものしたことを認めてあげる、という過程が必須です。「次も楽しく遊ぶにはどうしたらいいかな？」と子どもに考えさせる余裕が欲しいところです。「きちんと後片づけしてくれたら、ママはとっても嬉しいなあ」というような誘いの言葉も必要です。後片づけをしたことがない場合は、一緒に後片づけをして、やり方を教えなければなりません。お父さんお母さんが黙って片づけていては、いつまでたっても子どもは後片づけのしかたがわかりません。特に幼児期には、後片づけも遊びの一環としてさせるのが良いでしょう。「そこのおもちゃをこの箱に入れようね」「あー、ちゃんとできたね、偉いねえ。次はこっちのを持ってきて入れようか」ということを繰り返すのです。もたもたして効率が悪いかもしれませんが、決して叱ったり手を出さずに待ってあげて「やらせる」べきで、子どもができることは自分でさせることが肝心です。どれだけ見守り、お父さんお母さんも我慢できるかということも求められます。片づけが終わったときには、片づけて当然ではなく、できたことを褒めてあげましょう。子どもは褒められることが大好きです。ちょっと立場を変えて考えてみましょう。例えばお母さんが夕食の準備をするのに、今日の献立は何にしよう、どんな食材をそろえようかと考えるところから始まり、実際に買い物に行って買って帰ってきて、それから美味しくなるようにと心を込めて夕食を作ります。夕食を作りながら食卓の準備と炊事の片づけもして、夕食後も食器洗いなどの後片づけもあります。夕食の時に、誰も何も言わずに食べるのと、「ああ、美味しいねえ。また今度作って欲しいなあ」と言われるのとどちらが嬉しいかは明らかです。「よし！今度はもっと美味しく作ってみよう」「次回はこんな食材を加えてみよう」と発奮すると思います。炊事をして当たり前と思われたら、やり甲斐が薄れます。

## <名言2>

詩人の高田敏子さんの言葉：「花好きの親から、花好きの子どもが生まれる」。

音楽好きの家で育つと音楽好きの子どもになることもよく聞くことです。「蛙の子は蛙」とは似ていますが、意味は違ってもっと深い言葉です。「親の背中を見て、子は育つ」という意味も含まれています。

この言葉の中には、子どもに体験させる、というキーワードが隠されていると思います。単に親が花好きである、というだけでは花好きの子どもにはなりません。花を愛でて、花を育てる姿を子どもが見ていて、そして親子と一緒に種まきをしたり球根を植えたり毎日水撒きをするときに、花のことだけではなく季節の変化を見て感じ取ることができて、またそこに飛んでくる虫のことなど色々な知識も学びながら体験してゆくことがあってこそ花好きになります。音楽好きという親が、毎日ヘッドホンで好きな音楽を聴いているだけなら、子どもは音楽に興味を示さないかもしれません。一緒に聴いて、曲の題名、演奏者のこと、楽器のことを教えてもらいながら、「音を楽しむ」という体験が必要です。本人がやりたいと切望しているなら別なのですが、前号で述べた「外注教育」「出前教育」になって親は弾かないのにピアノやバイオリンを子どもに習わせるというのは、単純に楽器の演奏を「経験」しているだけで、真の「体験」にはなっていないかもしれません。親子で一緒に楽しみながら弾いてこそ、その楽器を演奏することを心から楽しんで好きで続けることができると思います。

「親の背中を見て…」ということだと思うことがあります。子どもは親の良い面だけではなく悪い面も見えて育ちます。四条通りの大丸と高島屋の間の歩道には、南北に走る通りごとに信号があります。短い横断歩道なので、歩道が赤信号でも車が来なかったら渡ってしまう人が大変多いのをご存知だと思います。中には小さな子どもの手を引いて「さ、渡ってしまおう」という大人もいます。保育園や幼稚園・小学校で「信号の赤は止まれです」と教えられている子どもたちが、車が来てないから、他の人も渡っているからと親に引っ張られて信号無視することを繰り返していたら、どうでしょうか。ちょっとくらいならルールは無視しても構わない、ということをもって周囲の大人や親が教えていることになります。別の例をお話しましょう。院長が子どもの頃は京都市内を市電が走っていました。亡父は厳しい人で、市電と一緒に乗ると必ず立たされました。席が空いていても誰か一人でも立っているなら立っていなさい、と言われました。座っていいのは誰も立っていない時だけでした。空いているのに一人だけ立っている（車掌は別）と「あ～あ座ってくれへんかなあ。何で立ってるんや、あのおじちゃん」などと恨めしく思ったことはたびたびでした。「子どもは座るものじゃない、立っていなさい」でした。今から思えば、これは有難い躰こゝろけでした。最近、市バスや地下鉄などの電車に乗っていて目にするのは、子どもが座って大人が立っていることが多いことです。場合によってはお婆ちゃんが孫を座らせてご自分が立ってる、という光景に出くわします。この子は大きくなっても、お年寄りに席を譲らないかも知れないなあ、と思ってしまいます。お年寄りや妊婦さんが立っていても知らん振りをしている若者が多いのは、それまでそういうことを実体験で教えられなかったからかも知れません。もちろん、お年寄りに席を譲りましょう、と幼稚園や小学校で教えてはいますが、それを家庭の中で実践していないなら、教えられたことは無駄になります。周囲の大人や親はいつも子どもに見られていることを意識しなければなりません。

## <名言3>

「理科離れは、技術者として困る。自然離れは、子どもの人格形成に影響する。」霊長類学者の河合雅雄氏の言葉です。この河合氏は高名な河合三兄弟の一人ですが、雅雄氏は霊長類学、はやお準雄氏は精神医学・心理学、亡き逸雄いつお氏は神経内科学の、それぞれの著名な学者です。院長は亡き逸雄氏とは何度も研究会や学会でご一緒させていただきましたが、この兄弟がどのような環境でお育ちになったのか非常に興味があって一度お尋ねしてお話を聞きたいと思っていましたが、聞けず仕舞いでした。三兄弟といえば千住三兄弟も有名です。長男の博氏が日本画家、次男の明氏は作曲家、長女の真理子さんはバイオリニストです。この三兄弟のお母さんの手記（「千住家の教育白書」）がありますので、お読みになることをお勧めします。

理科離れ、若者の基礎学力低下が叫ばれていますが、確かにこのところ「技術大国ニッポン」は死語になりつつあるようです。いまや台湾をはじめベトナムなどアジア諸国が技術大国になってきています。そういったアジア諸国では、実は戦後の日本の教育を真似た教育システムを作り上げてきました。それが実ってきたようです。ところが日本は従来の教育システムを捨ててきました。単に教育システムが変わっただけではなく、理科に子どもたちが興味を持たない理由のひとつは、自然に直接触れる機会が減少していることです。前号でも述べましたが、子どもたちは直接見たり聞いたり触れたりする「直接体験」が少なく、テレビやビデオなどを通じての「間接体験」や「疑似体験」が多い傾向にあります。キャベツ畑に蝶々が飛び回って、キャベツの表面に蝶々の幼虫の青虫がくっついて葉を食べていることなど見たことがない子どもが都会では当たり前です。おたまじゃくしは後足から先に出てくることなど授業で習わなくても、登下校の田んぼで見ていたので院長の小学校時代は子どもの常識でした。自然に触れる機会を増やすために、学校にビオトープ（できるだけ手を加えないで自然を再現するための草むらや水辺をもつ庭）を造る学校も増えつつあります。そうやって意識的に自然に触れる機会を作らないと都会の子どもたちは、全く自然に触れることができないのです。毎年、夏になると川で流されたり溺れたりする子どもや若者がいます。川の流れを「流れるプール」と同じ感覚で捉えるのは大間違いです。川で遊んだことのない保護者や若者は川の怖さを知らないのです、安易に川で泳いで不幸な目に会うのです。体験の中から得た知識に勝るものはありません。自然の中の多くの生命に触れる機会が少ないことは、生命を大切にするという意味を理解する力にも影響します（31号で少し触れました）。自然離れが子どもの人格形成に影響するという言葉は、大変重い言葉として大人たちが受け止めねばならないのです。

体験しないで得た知識ということで、こんな話があります。ある大学の教育学部のゼミで、そのゼミの教授が自宅に学生たちを招いて、隣の竹林から竹を切り出して流し素麺をすることになりました。素麺つゆを入れる器も箸も竹で作るのです。その教授は、将来学校の先生になる学生たちに「遊び」を知ってもらうために定期的に学生たちと遊ぶそうです（何しろ遊びと体験の希薄な世代ですから）。ある学生が、素麺を流すための長い竹を縦に切るのに、それをノコギリで切っていました。竹は、<sup>なた</sup>鉋を縦に当てると簡単に二つに割れます。教授が思い余ってその学生に、こうやるんだよ、と割って見せてあげると、本当にびっくりして「あ、そんな簡単にできるんですか!」と言ったそうです。教授は「君、『竹を割ったような性格』という言葉を知っていますか」と尋ねると、「もちろん知っています」と答えました。教授は「その言葉はこのことから来てるのですよ」と説明したそうです。その学生は「竹を割ったような性格」という言葉だけを知っていて、実際には竹を割るのを見たこともしたこともなかったということです。つまり、その言葉はうわべだけの知識であったこととなります。体験のない知識とはこういうものを指します。

幼児期に多くの自然と触れる機会を持ってください。たまには遠くのテーマパークに行くのも良いのですが、近くの公園、川べりなど自然に触れる場所はまだまだあります。その中で、大人と一緒に「遊び」と「体験」をしてください。

## 【予防接種法に基づく定期の接種の対象者の見直し】

予防接種に関して、今年になってからいろいろな変更がありました。

(1) **麻疹および風疹**；2回接種になることが決まりました。2回接種は「麻疹・風疹混合ワクチン」で実施します。第1期は生後12か月から24か月の間とし、第2期は5歳以上7歳未満で、小学校就学の前年度（年長児）の4月1日から翌年3月31日の間に行います。但し、2回接種は平成18年4月1日以降に麻疹・風疹混合ワクチンを接種した者だけが対象であって、それ以前あるいはそれ以降であっても単独の麻疹ワクチンあるいは風疹ワクチンを接種した者は対象外になります。施行日は平成18年4月1日からですが、実際に第2期接種が行われるのは平成22年からということになります。

(2) **日本脳炎**；平成17年5月30日付けで、日本脳炎ワクチンの積極的な勧奨接種を控えるようにという

勧告が厚生労働省から出されました。しかしながら現行ワクチンが中止というものではなく、保護者の希望と同意があれば接種しても差し支えないのです。また、平成 17 年 7 月 29 日をもって定期接種の第 3 期（14 歳以上 16 歳未満）を廃止するという通達が出されました。これにより、日本脳炎ワクチンは第 1 期初回 2 回と追加 1 回と第 2 期 1 回の合計 4 回の接種となります。

（3）**三種混合ワクチン**（DPT）；百日咳の既往のある場合は、第 1 期にジフテリアと破傷風の二種混合（DT）を行っていましたが、第 1 期の DT は廃止となり DPT だけになります。第 2 期は従来通り DT で実施します。

（4）**BCG**；平成 17 年 4 月 1 日からツベルクリン反応は廃止され、生後 6 か月までに直接 BCG を接種することになり、しかも 6 か月を越えての BCG 接種は公費対象外とすると通達されました。しかしながら医療現場から、ポリオと DPT もあるので 6 か月までに BCG を済ますことは現実的に無理があるとの意見が噴出したため、6 月になってからは改めて 6 か月～1 歳未満の未接種者でも公費負担を可能にするようにと厚労省から各都道府県に通達されました。但し、その際は 6 か月までに医学的判断で接種できなかったことの証明が必要になります。医師の診断書というところまでは求めていませんが、医療機関を受診した際の領収書などがあればいいとのこと。このあたりはかなり曖昧ですので、医療現場が再び混乱することは容易に想像できます。また、これはあくまで保健所で集団接種として行う場合に適用されるもので、6 か月以降に保健所以外の医療機関で個別接種する場合は公費対象にはなりません（京都市の場合）。

以下は『京都医報』（京都府医師会誌）8 月 15 日号に掲載された院長の「<sup>げす</sup>下種の勘繰り」という原稿です。

5 月 30 日付けで厚労省健康局から「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて（健感発第 0530001 号）」の勧告が出され、医療現場で混乱を来したことは周知の通りです。これが読売新聞 5 月 30 日付朝刊に掲載されたために、厚労省の勧告を医療従事者が知るよりも先に接種される側が知ったことにより医療現場の混乱に拍車をかけていました。（中略）

さて、先の勧告によると「現行日本脳炎ワクチンと重症 ADEM（急性散在性脳脊髄炎）との因果関係を肯定する論拠があると判断」されたけれども「これは、厳格な科学的証明に基づくものではない」のであるが「現時点ではより慎重を期するため」「定期の予防接種においては、現行の日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨をしない」ように、ということ。さらに「よりリスクが低いと期待される組織培養法による日本脳炎ワクチンが開発中であり」これが十分供給されるようになれば、「接種勧奨を再開する予定」とも述べています。この勧告は晴天の<sup>へきれき</sup>霹靂でした。日本脳炎ワクチンは定期予防接種の中では副反応が少ないワクチンであること、また ADEM は 100 万接種に 1 回以下の頻度で起こることが推定されていることは、小児科医をはじめとする接種医師にとっては常識としてとらえられていたからです。また、今までに種々のワクチンで様々な副反応の報告がなされてきたが、そのつど接種での注意を惹起する勧告はあったにせよ「積極的勧奨の差し控え」という勧告はなかったことにもよります。何故、今回はこのような勧告になったのでしょうか。『エイズ裁判で旧厚生省の役人が被告席に座らされて有罪になったことが影響して、保身に努めているのではないか』という声を耳にします。『現在開発中のワクチンとは、どこの製薬会社が開発しているのか？』『利権絡みではないのか？』などという声まで上がっています。これらは、下種（下衆とも書く）の勘繰りなのかも知れません。ある保護者の『蚊に刺されないようにできる限り長袖と長ズボンを着ろって書いてあるけど、これは厚労省がマジで言うてるんですか』の問いは、勘繰りではなく、素直な気持ちからの疑問です。

この原稿を書き上げる前に次のようなニュースが入ってきました。『「中止勧告の日本脳炎予防接種、再開視野に緊急研究」重い副作用の報告を受け、市町村による接種推奨の中止を今年 5 月に勧告したばかりの日本脳炎ワクチンについて、厚生労働省は 17 日、勧告の解除を視野に入れた緊急研究に 8 月から乗り出す方針を決めた』（読売新聞 7 月 17 日より）。これではまさに朝令暮改です。（一部改編）

日本脳炎も BCG も、一度決められたことがすぐに変更されたり翻されるのは、決定する側の力量の問題でもあり、また現場の意見を無視した決定であることは、政治と行政の貧困化かもしれません。